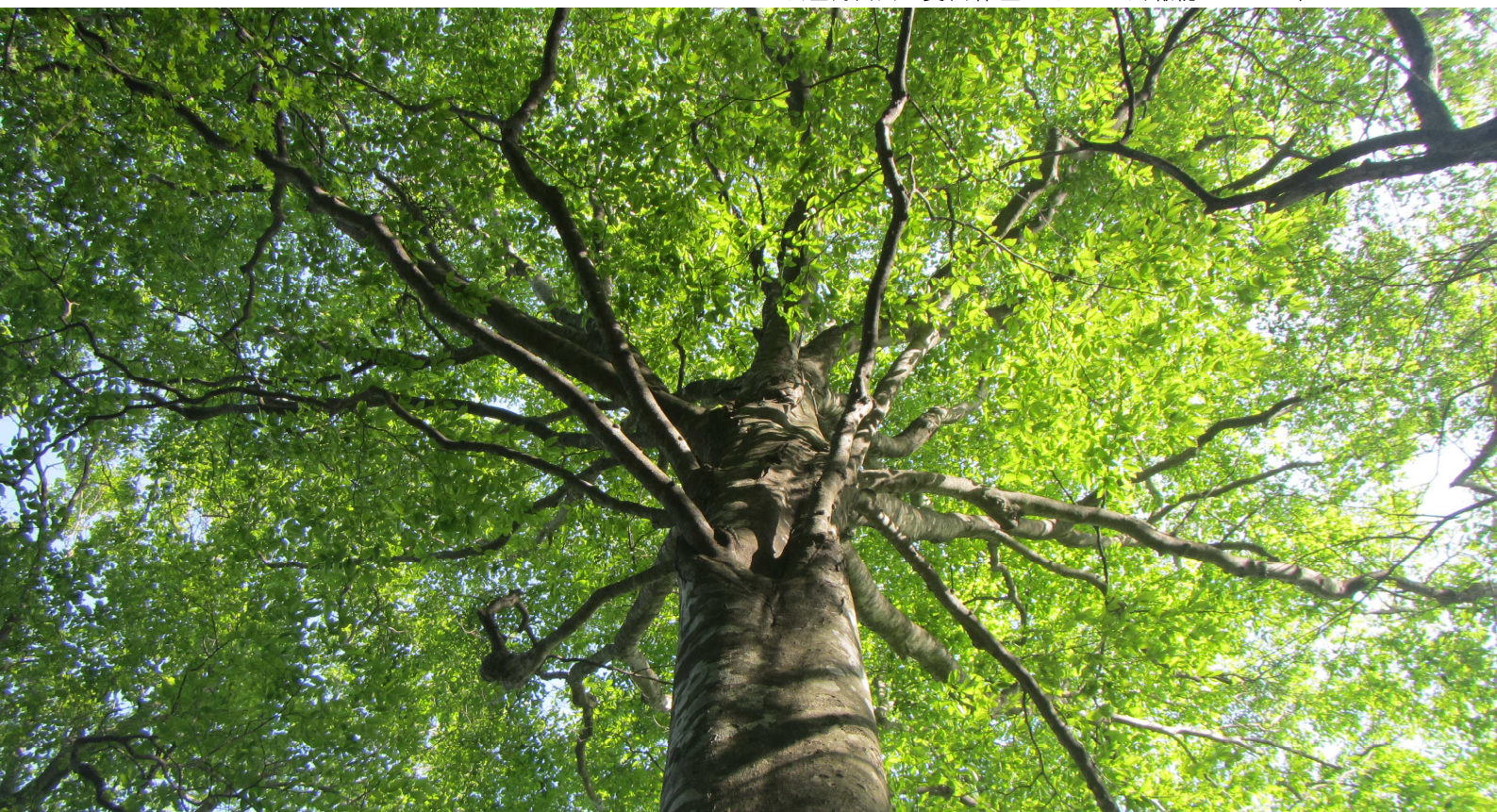




トラスただより



ブナの巨木

(兵庫県戸倉トラス地渡辺保護区 標高980m地点)

2014. 5. 13 撮影 家田俊平

👁️ ついに公益財団法人に

理事長 室谷悠子

当財団は昨年8月、内閣府に公益認定申請を行い、公益法人化に向けて作業を進めてまいりました。おかげさまで、平成27年2月27日、内閣府より安倍晋三内閣総理大臣名で公益認定書が届き、ついに公益財団法人になることができました！これまで当財団の公益化を願ってきてくださった多くみなさまに、大きな喜びとともに、謹んでご報告申し上げます。

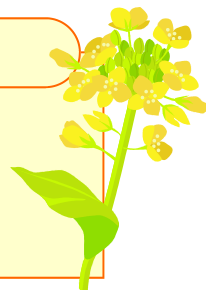
平成18年、わずかに残る奥山水源域の生物多様性に富んだ森をナショナル・トラストにより守ろうと決意し、NPO法人奥山保全トラストを設立。以後、多くの方々のご協力をいただき、次々とトラスト地を購入し、森林所有面積では日本有数のトラスト団体となりました。その後、一般財団法人を設立し、この度公益化に成功。この後は、今年度中にNPO法人で得た全トラスト地を、公益財団法人奥山保全トラストが譲り受けられるよう、作業を進めてまいります。

子や孫、これから生まれてくる子どもたちの将来のため、全ての生きとし生けるもののため、100年後も、1000年後も、生命の源である豊かな森を日本に遺していけるよう、今後とも使命感をもって事業を進めてまいります。変わらぬご支援ご協力のほどをお願い申し上げます。

公益財団法人奥山保全トラストへの寄付口座

～土地取得・トラスト地管理資金等にご協力ください～

・ゆうちょ銀行振替口座 00920-4-305993
(口座名) 公益財団法人 奥山保全トラスト



「公益財団法人」ってなあに？

＜公益財団法人とは＞

公益に関する事業を行う一般財団法人が認定を受けて公益財団法人になることができます。一般財団法人奥山保全トラストは、①ナショナル・トラストによる森林保全事業、②奥山生態系、野生動植物の保全・調査研究事業、③環境教育・環境保全に携わる人材育成事業の公益目的事業を行う財団法人として内閣総理大臣より公益認定を受け、公益財団法人になりました。

ご寄附いただいた場合に税制優遇が受けられます

公益認定を受けた法人の活動を支えるための制度として、個人または法人が公益法人に寄附をした場合に、税制上の優遇措置を受けることができます。今後は、公益財団法人奥山保全トラストに納入下さった会費やご寄附は優遇措置の対象になります。



公益財団法人認定後、初の理事会 2月28日

①個人の方がご寄附された場合

★所得税について

年間合計額2,000円を超える会費やご寄附は、「所得控除」という方式で、所得税の寄附金控除を受けることができます。

※「税額控除」の方式での控除の制度もありますが、平成27年3月15日時点では奥山保全トラストは税額控除対象法人にはなっていません。

★相続税について

遺言による遺贈や、相続された財産から相続税の申告期限内にいただいたご寄附に対しては、相続税がかかりません。

②会社などの法人がご寄附された場合

法人からの会費やご寄附は、通常的一般寄附金の損金算入限度額と別枠で損金算入が認められ、法人税が軽減されます。

※税法上の優遇措置には所得や資本の額により限度額もあり複雑ですので、詳しくは、税理士やお近くの税務署にご相談ください。



＜ロゴマーク＞

戸倉トラスト地で見つけた動物の痕跡



シカ

沼田（ヌタ）場で泥浴びするシカ

イノシシが沼地になった沼田場で体に泥をこすり付けて、体についたダニなどの寄生虫を落とすことはよく知られていますが、シカも同様の行為を行います。自動撮影カメラがとらえたシカの泥浴び写真です。（2014年11月19日撮影）



クマ棚

2013年秋、クマはこんな高いところに登っていた

ブナの木に残ったクマ棚 標高1144m

ツキノワグマはブナ科植物の実を食べるとき、木に登って枝を折り、その枝を手で持って口でしごいて実を食べます。

そして、枝を木の又などに重ね置いて自分の座る場所とし、同じ行為を続けます。その痕跡が「クマ棚」です。

青い葉がついている時期に枝を折られると落葉しないため、茶色く枯れた葉が冬も枝についたまま残ります。この山には、クマの痕跡がまだ少しだけ見られます。（2014年4月16日撮影）